

不祥事に関するお詫び

平素より、弊協会にご支援・ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

この度の前事務局長の一連の横領問題につきまして、群馬県内の皆様、サッカー関係各位に対し、多大なご不信を招き、ご迷惑とご心配をおかけしましたことに対しまして、本当に申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

今回の不祥事の原因は、前事務局長一人に会計処理を任せていたため、チェック機能が働かなかった体制にあったと深く反省しております。

現在、内部チェック機能を強化した再発防止の徹底と更なる事務局体制整備に関して、監督官庁である群馬県教育委員会の指導を仰ぎつつ、協会全体の管理体制強化を図るための組織の改編、各規程類の整備を順次行っております。

また、この不祥事に関する管理監督責任を真摯に受け止め、谷津会長、布浦副会長(元専務理事)、武田理事(前専務理事)が引責辞任することとなり、会長については、定款に基づき、副会長である大理淳一が谷津会長の残任期間について、会長代行としてその職を行います。(～平成 24 年 3 月 31 日)

今後はこのような不祥事が 2 度と発生しないようガバナンスの強化を図り、一日でも早く信頼される協会運営を実現して行く所存です。更なるご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成 23 年 7 月 27 日
社団法人 群馬県サッカー協会
会長代行 大理淳一

【これまでの経緯報告】

- ・平成 22 年 6 月 10 日 理事会にて、平成 21 年度一般会計が適切な処理ができていないと監査より報告があり、調査のため特別委員会を設置
- ・平成 22 年 6 月 23 日 臨時理事会。平成 21 年度一般会計の確定決算を提示し、私的流用金については貸付金として平成 21 年度の処理することを確認
- ・平成 22 年 6 月 26 日 平成 22 年度第 1 回総会。平成 21 年度会計処理については承認。ただし、過年度の会計処理については、特別委員会において 3 ヶ月を目途に調査を行い、臨時総会にて報告することを確認
- ・平成 22 年 6 月 19 日～年 8 月 30 日
特別委員会において、過去 6 年の私的流用金額（44,055,278 円）を確定
- ・平成 22 年 9 月 13 日 刑事事件として、前橋警察署へ横領事件の告訴状を提出
- ・平成 22 年 10 月 2 日 臨時総会。特別委員会の報告承認を行うとともに、私的流用金額（44,055,278 円）については、貸倒引当金として処理することを確認
- ・平成 23 年 2 月 21 日 前橋警察署にて刑事事件として告訴状を受理
- ・平成 23 年 6 月 6 日 民事事件として、損害賠償請求事件に関する訴状を前橋地方裁判所へ提出
- ・平成 23 年 6 月 15 日 前事務局長を業務上横領罪で逮捕
- ・平成 23 年 6 月 25 日 平成 23 年度第 1 回総会にて会長・前専務理事・元専務委理事の辞意表明
- ・平成 23 年 7 月 5 日 前事務局長を業務上横領罪で起訴
- ・平成 23 年 7 月 14 日 理事会にて、会長・前専務理事・元専務理事の正式辞任
- ・平成 23 年 7 月 15 日 損害賠償請求事件の第 1 回口頭弁論
- ・平成 23 年 7 月 22 日 損害賠償請求事件に関して判決（44,055,278 円の全額支払い命令）